

検討すべき事項（論点表）

- 1 民事法律扶助業務（法律相談援助，代理援助・書類作成援助）
 - (1) 高齢者・障害者に対して，適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について
 - ア 運用改善（司法ソーシャルワークの推進等）で高齢者・障害者の法的ニーズに応えることができるかどうか
 - イ 高齢者・障害者に必要な法律サービスの在り方について
 - (ア) 法的問題を抱える高齢者・障害者を発見・把握する方策について
 - ① 高齢者・障害者に対する法律相談援助の在り方について
 - ② 法律相談以外の位置付けによる制度設計の可能性について
 - (イ) 高齢者・障害者に対する代理援助・書類作成援助の在り方について
 - ウ 関係機関との連携構築活動の在り方について
 - エ 高齢者・障害者の有する問題等に精通した弁護士等を適切に選任するための体勢整備の在り方について
 - (2) 大規模災害の被災者に対して，適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について
 - ア 運用改善で大規模災害の被災者の法的ニーズに応えることができるかどうか
 - イ 大規模災害の被災者に対する法律サービスの在り方について
 - (ア) 大規模災害の被災者に対する法律相談援助の在り方について
 - (イ) 大規模災害の被災者に対する代理援助・書類作成援助の在り方について
 - (3) ADR利用者に対して，適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について
 - ア 運用改善でADR利用者の法的ニーズに応えることができるかどうか
 - イ 仲裁型ADR利用者に対する法律サービスの在り方について
- 2 DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して，適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について
 - (1) 運用改善で当該類型の被害者の法的ニーズに応えることができるかどうか
 - (2) 法的問題を抱える当該類型の被害者に対する国の制度としての法律サービスの在り方について
 - ア 支援する被害者の範囲について
 - イ 国の制度として行うべき法律サービスの在り方について
 - (ア) 当該類型の被害者に対する法律相談の在り方について
 - (イ) 当該類型の被害者に対する弁護士による援助の在り方について
 - (3) 当該類型の被害者支援に精通した弁護士を適切に選任するための体勢整備の在り方について

- 3 日本司法支援センターが実施する受託業務の問題点及びこれを解消するための方策について
 - (1) 現在、法テラスはその能力（インフラやノウハウ）を余さず使っているか
 - (2) 法テラスに期待される役割を果たすための受託業務の在り方について（土業相談実施事業，法令外国語訳，司法サービスの研究等）
- 4 日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士がその役割を十全に果たし総合法律支援のセーフティネットとして活動するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について
 - (1) 常勤弁護士の従来の役割とこれから期待される役割について
 - (2) (1)の期待される役割を常勤弁護士が十全に果たすための方策について
- 5 その他総合法律支援の実施に関連する事項
在外邦人に対する法律サービスの在り方について等